

王寺町高齢者等生活支援事業(配食サービス事業)に関する仕様書

- 1 事業名 王寺町配食サービス事業
- 2 期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- 3 場所 王寺町が指定する町内各利用者宅
- 4 業務
配食サービス事業を行う事業者は、王寺町が配食サービス事業の利用を決定した利用者の居宅に、お弁当を直接手渡すとともに、利用者の安否確認を行うものとする。
- 5 利用対象者数
15名程度
- 6 事業者の選定
事業者が作成するパンフレットをもとに、利用者が事業者を選定し、王寺町に届出を行う。届出を受けた王寺町は、利用者が選定した事業者に連絡を行い、利用者の氏名、住所、連絡先、自己負担の有無を伝えるものとする。
- 7 お弁当の配達方法
 - ① 配達場所は、王寺町が指定する利用者宅とする。
 - ② 配達日は、火曜日及び金曜日の週2回(利用者によっては週1回)、昼食のお弁当の配達を行う。
 - ③ お弁当は利用者の安否を確認して直接手渡し、お弁当と引き換えに王寺町が発行する配食チケットを受け取る。配達のため訪問したにもかかわらず、不在の場合は王寺町に連絡を行う。不在のため、玄関先にお弁当を置く等は認めない。
 - ④ お弁当代について、利用者の自己負担分は、一月分をまとめて翌月に、事業者が利用者から徴収し、領収書を発行する。ただし、自己負担分の徴収に関し、利用者から毎回の配達時に支払いの希望がある等、事業者で対応可能な場合は、その方法でも差し支えない。
 - ⑤ お弁当の配達中止等の連絡を事業者が利用者から受けた場合は、連絡の内容に応じて対応し、その内容について王寺町に報告する。配達日前日15時までに当該日の配達キャンセルの連絡があった場合は、対応すること。
 - ⑥ 利用者より事業者の変更希望が25日(土日祝日の場合は直前の平日)までであった場合は、速やかに王寺町に報告し、翌月からの配達を中止する。25日以降の場合は、翌々月より変更する。また、王寺町が事業者へ依頼していない利用者から事業者へ直接お弁当の配達の連絡があった場合、速やかに王寺町に報告し、王寺町の指示を受けること。王寺町に報告せずに、お弁当の配達を行った場合、本事業の対象外とする。
- 8 お弁当の種類
配食サービス事業で取り扱うお弁当の種類は、普通食とし、高齢者に適合した栄養素を確保できるように考慮した献立とすること。

9 お弁当の品質

登録事業者は、お弁当の調理にあたり、次の事項に留意しなければならない。

- ① 食品衛生法、その他の関係法令を遵守し、衛生的に行うこと。
- ② 献立を事前に明らかにし、その実施状況についても明確にしておくこと。

10 委託料及び利用者自己負担額

1食あたり670円とし、利用者自己負担額は450円とする。自己負担なしの方については、全額を王寺町が負担する。

また、前日15時以降のキャンセルや当日利用者宅に配達のため訪問したにもかかわらず不在の場合は、利用者が670円全額を負担する。但し、利用者に支払いできない事情が生じた場合は、王寺町は事業者と協議の上、負担方法を決定する。

11 事業者への支払い

事業者は配達分を取りまとめ、配食チケットを添付し、王寺町へ自己負担分を除いた金額を請求するものとする。王寺町は、配達月の翌月15日までに請求があったときは、その日から30日以内に事業者の指定口座に振込むものとする。

12 事業の目的以外の利用等の禁止

事業者は、王寺町の指示又は承諾がある場合を除き、この事業による業務に係る情報資産を当該業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

13 その他

- ① 営業行為を行わないこと。
- ② 配達について、配送専門業者への委託は認めない。